厚生労働省

『登録販売者の資質の向上のための

外部研修に関するガイドライン』

って 何のことですか？

厚生労働省　登録販売者の資質の向上のための

外部研修に関するガイドライン』とは、

登録販売者は、薬事法上、第２類及び第３類の医薬品の販売、情報提供等を担う立場にあることから、

一般用医薬品販売業者等は、登録販売者に対し一定の水準以上の研修を実施し、その質の向上を図る必要がある。

そこで、登録販売者に対する研修の実施について研修の専門性、客観性、公正性等の確保の観点から、

厚労省により発出された**登録販売者外部研修の指針。**

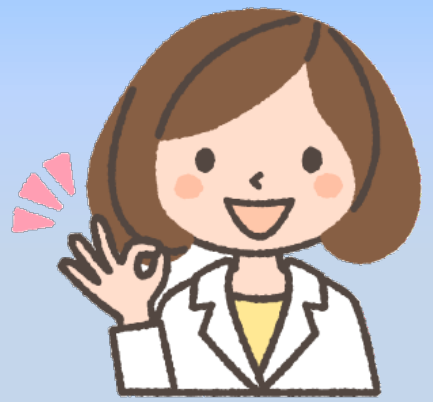

外部研修の受講対象者、時間数等について

① 外部研修の受講対象者：

◎ 当該販売業者等の下で一般用医薬品の販売に従事する全ての登録販売者

② 外部研修受講の時間数：

◎ 毎年、少なくとも計12時間以上、定期的・継続的に

③ 外部研修実施内容：

◎ 一般用医薬品販売業者等は、研修実施内容要件の充足を予め確認のこと

④ 外部研修修了認定の確認等：

◎ 一般用医薬品販売業者等は、受講につき修了書等で確認、その旨を適切に記録・保存

外部研修の内容

① 医薬品に共通する特性と基本的な知識
② 人体の働きと医薬品
③ 主な一般用医薬品とその作用

---

④ 薬事に関する法規と制度
⑤ 一般用医薬品の適正使用と安全対策
⑥ リスク区分等の変更があった医薬品
⑦ その他登録販売者として求められる理念、倫理、関連法規等